



民俗資料の整理

～その課題と解決に向けて～

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料



1 本市における民俗資料等の収集状況

2019.6.24策定「民俗資料等収集方針」より抜粋

(1) 民俗資料等の組織的な収集を全国的に見て早い時期からはじめた。

(2) 「江の島の漁村」、「片瀬・鵜沼・辻堂の半農半漁村」、「藤沢宿地域や長後の町」、「六会、遠藤、御所見の農村」等、さまざまな分野にわたる資料を幅広く収集してきた。

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料

1 本市における民俗資料等の収集状況



(3) 藤沢市教育文化センターの前身である藤沢市教育文化研究所によって収集され、神奈川県指定有形民俗文化財となった「藤沢市の信仰用具コレクション」は、全国的に同様の資料コレクションの先駆けとなった。

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料

1 本市における民俗資料等の収集状況



(3) 近年（2019）の収蔵資料の受入状況は、年間数件に留まり、その中でも多数の受入をした例として「郷土玩具コレクションの一部」で大小200点位であった。

(4) 市内の区画整理や古い家・屋敷等の解体等も一段落し、20年前のような爆発的な受入件数の増加は今後ないと想定している。

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料

2 民俗資料整理の状況



(1) 第一収蔵庫

2022年度解体

→仮収蔵庫（旧村岡保育園）へ移転。

- ・収蔵品数：約8,000件
- ・整理状況：今年度中に整理カード完成予定
- ・収蔵状況：飽和状態

整理カード：収蔵品1つ1つの整理番号・名称・寄託者名等を明記したもの。収蔵品の形状等が分かる模写も書き込まれている。

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料

2 民俗資料整理の状況



(2) 第二収蔵庫

- ・収蔵品数：約8,000件

- ・整理状況：未整理

- ・収蔵状況：飽和状態

※解体保存部材有

- ・江の島漁師の家
- ・広文堂
- ・小菅家（藤沢北部の農家）
- ・根本家（村岡の土蔵）

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料

3 収蔵庫を取り巻く全国的な昨今の状況

(2024.8.11朝日新聞デジタルから抜粋)

(1) 文化財保護法に「民俗資料（後に「民俗文化財」に改称）」が位置づけられたのは1954年。それから各自治体で古い農具や生活道具などの資料収集が始まった。

(2) 各地で問題が表面化したのは「平成の大合併」が進んだ2000年代。旧市町村の博物館・資料館が統廃合され、民俗資料が収蔵庫に収まりきらない事態が続出し、議会でも問題になり、「同じような資料は一つを残して廃棄しては」といった議論が出てきた。

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料



3 収蔵庫を取り巻く全国的な昨今の状況

(2024.7.30朝日新聞デジタルから抜粋)

収蔵品の整理と空調の故障を理由に7月中旬から休止している奈良県大和郡山市の県立民俗博物館について、山下真知事は7月30日、約4万5千点の収蔵品をデジタル空間で長期保管していく方針を示した。

新たな収蔵場所の開設には9億円程度かかるとみられ、現実的ではないとの考えを示した。その上で、全ての資料を3Dスキャンしてデジタルアーカイブ化し、有識者の検討委員会で保存や除籍のルールをつくる方針を発表した。

※2024.10.21産経新聞デジタルより抜粋

有識者による検討委員会（「民俗資料収集・保存方針等検討委員会」）を発足し、2025年度までに方針を策定、2027年度奈良県立民俗博物館の再開を目指すと発表した。

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料



3 収蔵庫を取り巻く全国的な昨今の状況



全国の6割超の郷土系博物館
は「資料が満杯状態」
(日本博物館協会の調査結果)



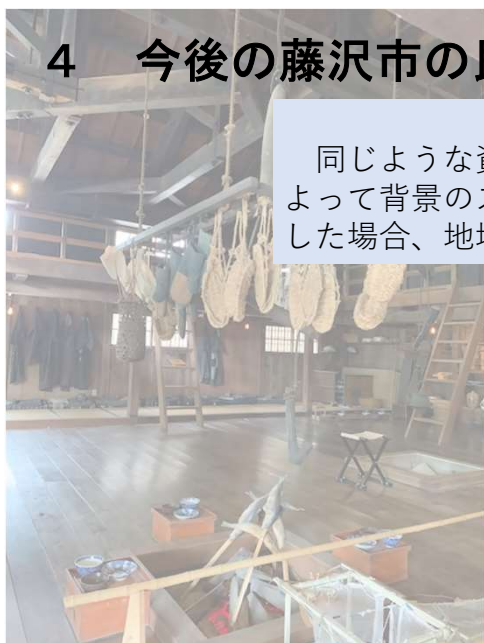
収蔵庫の増設

✕ 財政状況を考慮すると現実的ではない

譲渡や廃棄等を含めた
資料の整理は全国的な必須課題

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料

4 今後の藤沢市の民俗資料整理の考え方



☆民俗資料収集の原則☆

同じような資料をいくつも収集するケースがある。モノによって背景のストーリーに特別な意味がある場合がある。そうした場合、地域資料として重複してでも収蔵する価値がある。



- (1) 仮収蔵庫は飽和状態である。
- (2) 令和7年度から将来的な「展示収蔵施設」の建設計画が進む。
- (3) 「保管」だけではなく「公開活用」の視点を取り入れる必要がある。
- (4) 現在の資料を譲渡や廃棄を含めて整理する必要がある。

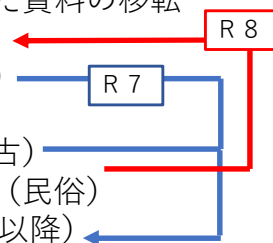
2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料

4 今後の藤沢市の民俗資料整理の考え方



展示・収蔵施設の建設に向けた資料の移転
収蔵施設

- ・御所見収蔵庫（考古）
- ・第二収蔵庫（民俗）
- ・旧南市民図書館（考古）
- ・仮収蔵庫（旧村保）（民俗）
- ・旧村岡公民館（R7末以降）



●令和7年度までに民俗資料の整理を行う必要がある。（喫緊の課題）

●仮収蔵庫（旧村岡保育園）に保管してある現在の収蔵品を全て移転することはできない。

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料

4 今後の藤沢市の民俗資料整理の考え方



- (1) 整理処分することは、収蔵庫の容量や新収蔵庫での活用を鑑みるとやむを得ないと考える。また、新収蔵庫建設にあたっての理事者等からの指摘事項にあがっている。
- (2) 民俗資料については、調査・研究が必要であり、それらについては体系的な方法や仕組みを考える。
- (3) 収集方針の見直し、体系的な資料収集の流れを作成する。
- (4) 公開活用に向けたデータベースの構築、アーカイブ化の検討。

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料

5 民俗資料整理の流れ



2019.6.24に策定した「民俗資料収集方針」には、収集方針は明記されているが、譲渡廃棄の基準は明確化されていない。



- (1) 収蔵資料の廃棄と譲渡に関する基準を作成
- (2) 文化財保護委員会での意見徴収
- (3) (2) を踏まえた基準の決定
- (4) 具体的な整理方法の検討
- (5) 基準に沿った廃棄対象資料の選択
- (6) 保護委員会での廃棄対象資料の確認・承認
・その資料がどうなったのか分かる台帳の整理

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料

6 藤沢市民俗資料整理処分要領（案）



1 目的

この要領は、新収蔵庫（展示収蔵施設）の整備にあたり、その前提条件である民俗資料（以下「資料」という。）の整理、処分を実施することについて必要な事項を定めることを目的とする。



令和6年度～新収蔵庫が完成するまでの暫定的なもの

一旦寄贈された資料を整理処分することは、本来は好ましくないということを踏まえて、一定の基準を設けて新しく建設予定の展示収蔵施設での公開活用ができるものを選択していく。

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料

6 藤沢市民俗資料整理処分要領（案）



2 資料の整理処分基準

資料を整理するにあたっては次の事項を基準とする。

（1）保存・管理するもの

ア 歴史、文化、民俗、風土、習慣など藤沢市域の特性を学び、理解するために必要な資料は保存・管理する。具体的には次のとおり。

（ア）希少性や藤沢市域を特徴付けるものとして、重要な価値があるもの

（イ）使用人物や背景、物語など資料に付随する情報が明確なもの

（ウ）墨書など来歴（購入や使用の経過等）が残るもの

（エ）寄贈されたもの、本市が取得したもので、将来的に活用が見込まれるもの。

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料

6 藤沢市民俗資料整理処分要領（案）



2 資料の整理処分基準

資料を整理するにあたっては次の事項を基準とする。

（1）保存・管理するもの

イ 具体的な例としては、江の島に関する資料（漁村関係、江の島みやげ、海水浴関連品で特徴的なもの等）や、北部の農村で特徴的な資料など。またコレクションのように系統立てて収集されているものなど。



「（1）保存・管理するもの」については、[2019.6.24 民俗資料等収集方針](#)に準じた内容

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料

6 藤沢市民俗資料整理処分要領（案）



2 資料の整理処分基準

資料を整理するにあたっては次の事項を基準とする。

（2）処分するもの

ア 損傷が著しく、公開活用・調査研究が困難なもの

イ 類似（同等以上）する資料が複数存在し、公開活用・調査研究用として得られる情報が少ないもの

ウ 学校等の関係機関に譲渡することにより、有効な再利用が見込まれるもの

エ その他、将来的に展示や活用が見込まれないもの

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料

7 今後の民俗資料整理と活用



1 藤沢市保存活用地域計画への課題及び方針等の検討

2 仮収蔵庫（旧村保）→御所見収蔵庫

(1) 目録・台帳の作成

(2) 資料の確認やメンテナンス

(3) 整理処分基準（案）に沿った整理

3 第二収蔵庫

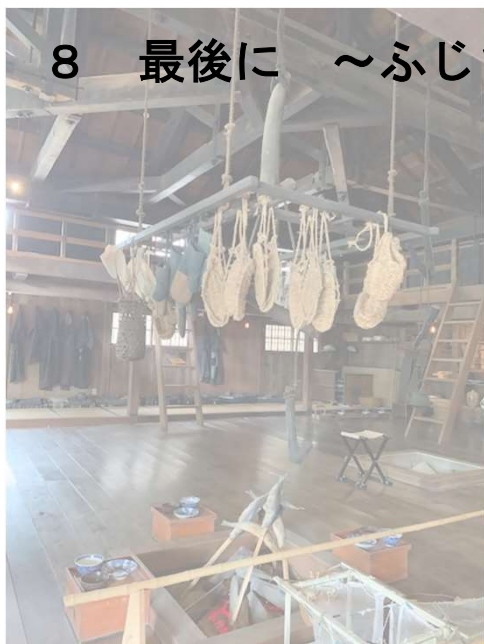
(1) 未整理資料の確認、整理

(2) 整理処分基準（案）に沿った整理

(3) 部材の今後の活用についての検討

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料

8 最後に ～ふじさわに暮らす人たちの 歴史をつないでいくもの～



民具（民俗資料）は、
広く市民に向け、藤沢
の歴史や人々の暮らし
（いとなみ）を伝える
重要なものである。

2024.11.18 藤沢市文化財保護委員会説明資料